



介護保険情報

【特養版】

2000年から施行された介護保険制度ですが、来年度7回目(3年に1回)となる令和3年度介護保険制度改正により、介護報酬が改定され施設利用料金に変更されます。

そこで、広報きらきら12月号では、この制度改正にともなう介護報酬改定における特養に係る主な内容をご紹介いたしました。今回は、当施設における具体的な内容についてご紹介いたします。

1. 運営基準の改正等の概要について

1) 感染症や災害への対応力強化(3年間の経過措置)

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するため、令和3年度から全事業所(特養・通所・居宅)において、委員会の開催、指針の整備、業務継続計画の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施が出来るように体制を整備するとともに、訓練実施時における地域住民等の参加が得られるよう努めていきます。

2) 地域包括ケアシステムの推進

- ①認知症への対応力向上に向けた取組の推進として、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を要さない職員について、認知症介護基礎研修の計画的な受講をします。
- ②看取りへの対応の充実として、看取り期の本人・家族との十分な話し合いや関係者との連携を一層充実する観点から、『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』の内容に沿った取組として体制整備を行うとともに、看取りに関する協議等について生活相談員を明記します。

3) 自立支援・重度化防止の取組の推進

- ①さの歯科医師より、月1回入所者の口腔ケア・マネジメントに係る技術的な助言や指導を介護職員が受けて、入所者の口腔ケアの質を向上させ、発熱や肺炎などの病気の予防や口腔内の病気の予防に努めます。(口腔衛生管理体制の構築)
- ②栄養マネジメントについて、管理栄養士を配置し下記 3)-③を実施した上で、基本サービスとして低栄養状態のリスクが高い利用者様に対し多職種が共同して栄養ケア計画を作成し、食事観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施します。また、低栄養状態のリスクが低い利用者様についても栄養ケア計画書を作成し、食事の際に変化を把握、問題がある場合に早期に対応することにより栄養状態の維持、改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう栄養管理を計画的に実施します。
- ③全利用者様に係るデータ(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等)を、科学的介護情報システム(LIFE:ライフ)を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクル・ケアの質の向上を図ります。
- ④利用者様の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から全ての利用者様に対し、嘱託医師が自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画書を多職種共同で策定し、ケアの実施を行います。また、支援計画書は3月に1回見直しを行います。
- ⑤利用者様ごと褥瘡の発生と関連するリスクについて、評価し少なくとも3月に1回評価を行い、褥瘡の発生するリスクがあるとされた利用者様ごとに多職種共同して褥瘡予防計画書を作成、ケアの実施をし、3月に1回計画書の見直しをしてきました。また、褥瘡の発生時においては早期に改善できるよう褥瘡改善計画書を作成の上改善に努めてきましたが、今後について上記 3)-③を実施することを追加した上、褥瘡予防ケア計画書及び褥瘡改善計画書の様式を統合させ使用することにより、褥瘡対策を図ります。
- ⑥排せつに介護を要する入所者様ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて嘱託医師又は嘱託医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回評価し、評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排せつに介護を要する原因を分析し支援計画書を作成、支援を継続して実施してきましたが、今後は上記 3)-③を実施することを追加及び支援計画書の書式変更した上で、少なくとも3月に1回支援計画書の見直しを行います。

4) 介護人材の確保・介護現場の革新

- ①全事業所(特養、通所、居宅)において、利用者や家族等から職員へのハラスメント防止に必要な措置を講ずるための、ハラスメント防止対策に関する指針を定め、利用者自身の継続的で円滑な介護サービスの利用と、職員の就労しやすい環境の確保を図ります。

②各種会議等の実施において、感染症防止及び多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用しますが、利用者様等に同意の確認を行います。

③利用者様等への説明、同意についての署名、押印を求めません。代替として説明、同意日、説明者の欄を設けます。

5)その他

①事故発生又は再発防止をするため、指針の整備、事故発生時等における報告とその分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制整備、委員会及び職員に対する定期的な研修を適切に実施するための安全対策担当者として、リスクマネジメントに係る研修修了者のリスクマネージャー(生活相談員)を各事業所配置し、組織的な安全対策に努めます。

②これまで特養において、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者等を定め、高齢者虐待(身体拘束含む)の防止に伴う体制による利用者様本位の良質なサービス提供に努めてきましたが、全事業所(特養・通所・居宅)を対象にして高齢者虐待防止に努めます。

③施設サービス計画書(ケアプラン)の作成及び見直しについて、入所時及び利用者様の状態変化時(退院時含む)、要介護認定更新時、計画書の有効期間(6月間)終了時に伴い計画書の変更を行い、ご家族様等に説明、同意手続きを行ってきましたが、計画書の有効期間については、令和3年4月以降の計画書において3月間とし、計画書の説明、同意確認の手続きを行います。

④今回の介護報酬改定率については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、全体で+0.7%(このうち新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末まで0.05%)改定されます。このことから、令和3年4月から令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%を上乗せし請求することとなります。

施設からのお願い

●面会に関するお願い

長期の面会制限に伴い、ご利用様の体調や日常生活へのご家族様の皆様の不安等を少しでも解消していただきたく、ご利用様とご家族様がふれあう機会としてスマートフォン、タブレット端末を使用したビデオ通話及び1F正面玄関ガラス越しによる面会を実施しています。ご希望される場合は、お手数ですが右記連絡先までご連絡ください。

《ビデオ通話利用時間》 10:00-11:30 14:00-16:30

《 予約受付時間 》 9:00 - 16:00

*毎週月曜日から土曜日、当日は1時間前までにお問い合わせください。

《1階正面玄関ガラス越し》 *毎週日曜日のみ実施しています。

10:00-10:45 (11:00 終了)

14:00-14:45 (15:00 終了)

《 予約受付時間 》 9:00 - 16:00

*希望される日曜日の月曜日から土曜日

【 お知らせ 】

1階正面玄関ガラス越しによる面会について、毎週日曜日のみ実施していましたが、2月より土曜日(不定期)を追加実施しています。つきましては、実施日における確認及び事前予約は上記連絡先までお問い合わせください。

●清拭布のご寄付をお願いします。

日頃多くの皆様にご協力いただき感謝申し上げます。

清拭布は消耗品の為にすぐに少なくなってしまうのが現状です。

洗濯してある柔らかい布類(例えば、Tシャツやタオル類、布オムツ等々)でそのままでも結構ですが、できれば三十センチ四方に裁断していただければ助かります。

尚、使用用途など、ご不明な点等がありましたら、職員までお問い合わせ下さい。

お問合せ先

社会福祉法人戸川会 福寿荘きらきら

TEL 0556-22-7531 FAX 0556-20-1210

Eメール fukujusoukirakira@view.ocn.ne.jp

ご協力の程、宜しく申し上げます。

《編集後記》

令和3年度介護保険制度改正があります。これに伴い、介護サービスの実施体制及び施設利用料金の変更がありますが、ご家族様へのご案内を来月中に実施致します。詳しい日程につきましては、後日書面により通知を致しますので、ご確認をお願い致します。また、新型コロナウイルス感染症対策における面会制限については、来月以降の実施方法を今後変更させていただく予定です。引き続きご協力の程よろしく申し上げます。(I)

特養施設

3月の行事予定

デイサービス

3日 春の節句メニュー	20日 春分の日メニュー
5日 理美容	25日 誕生会メニュー
9日 牡丹餅作り(鳥ユ)	ドライブ外出(木ユ)
15日 理美容	26日 誕生会
18日 機能回復訓練	28日 牡丹餅作り(花ユ)
	29日 総合防災訓練(夜間想定火災)

*令和2年3月に発行した4月号においてご案内致しました令和2年度行事予定は新型コロナウイルス感染症に伴い予定を変更して実施しております。

書道教室
9日

お楽しみ会
5・8日